

町政モニターの皆さんからいただいたご意見を紹介します！

町では、町民の皆さんの考えや意見などを町政運営の参考とするため、モニター制度を設置しています。町政モニターの皆さんからは町政全般のこと、町の行事、事業などについての意見を述べていただいています。4月に開催した町政モニター会議でいただいたご意見について、主なものを要約して紹介します。

第1回会議 4月24日（火）開催

意見1 「独居老人の孤独死について」

独居老人の孤独死対策は何をしていますか？

【回答】 民生委員さんが独居老人宅を訪問して安否を確認し、最近顔を見ないという人がいれば、福祉課に連絡するようお願いしています。また、JAあいち三河のボランティアによる配食サービスでも同様の確認をしています。独居老人の人数や居住地については、「要援護者」としてある程度把握しています。

※要援護者…災害時に、自力での避難判断や移動が困難で第三者の手助けが必要であると思われる人



▲第1回会議の様子

意見2 「第3子以降の3歳未満児の保育料の無料化について」

第3子以降の3歳未満児の保育料は無料化されていますが、なぜ年少児以上は対象外なのですか？

【回答】 この制度は、愛知県の補助金により実施しています。県の基準で補助金の交付対象者が3歳未満児に限られていますのでご理解ください。



▲井戸水の水質検査の様子

意見3 「災害時の井戸水の利用について」

井戸を持っているが、災害時に利用できますか？

【回答】 災害時の飲用利用には、普段から井戸を利用することはもとより、定期的な水質検査、煮沸により細菌を死滅させることなどが必要です。井戸の場所は、区長さんから情報を提供していただき、把握しています。毎年、町の環境課が地下水汚染の監視のためにさまざまな場所の井戸水の検査をし、検査結果を累積しています。自宅の井戸の水質を調べたい人は、環境課に相談していただければ、民間の検査機関を紹介します。

意見4 「三ヶ根駅周辺の防犯灯について」

三ヶ根駅の市場区側（県道蒲郡碧南線）に防犯灯がありません。夜は暗くて怖いので、防犯灯を設置してほしいです。

【回答】 今年度中にLEDの防犯灯を設置します。

問合せ 企画政策課情報G（内線343）

緊急速報メールを配信しています！

町では、皆さんがお持ちの携帯電話に、民間の携帯電話会社のサービスを利用して、「緊急速報メール」を配信します。事前の登録は必要なく、登録料や通信料も無料です。

これまでのNTTドコモのサービス「緊急速報エリアメール」に加え、KDDI（au）やソフトバンクでも緊急速報メールサービスが利用可能となりました。

幸田町を対象地域として、町内で携帯電話などをお持ちの人に、避難関連情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）、土砂災害警戒情報、東海地震予知情報、国民保護情報などを配信します。（対応機種などについては、各携帯電話会社のホームページなどでご確認ください。）



なお、上記のサービスでは気象情報や不審者情報は配信されません。これらの情報が必要な人は、「幸田町緊急メール」(kota-kinq@mamail.ne.jpへ空メール)に登録してください。

左のQRコードから、空メールを送信し、返信されてきたURLから登録してください。

問合せ 防災安全課安全対策G（内線 371）

国民健康保険からのお知らせ

こんなときは必ず 14 日以内に届け出をしましょう

14 日を超えると保険の給付を受けられないことがあります。

・支給する時期

	手続きが必要なとき	必要なもの
国民健康保険に入る場合	町外から転入したとき	印鑑、転出証明書、世帯ですでに国保加入者がいる場合はその人の国民健康保険証
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書または離職票、退職者医療制度*の対象となる人は年金証書
	子どもが生まれたとき	印鑑、国民健康保険証
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止通知書
国民健康保険をやめる場合	町外へ転出するとき	印鑑、国民健康保険証
	職場の健康保険に入ったとき	印鑑、国民健康保険証、職場の健康保険証（まだ受け取っていない場合は証明書）
	死亡したとき	印鑑、国民健康保険証、葬祭を行った人の預金通帳など振込先がわかるもの、死亡届を幸田町以外に提出した場合は会葬礼状など葬祭を行った人の確認ができるもの
	障害により後期高齢者医療制度に入るとき	印鑑、国民健康保険証、障害者手帳
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、国民健康保険証、保護決定通知書
その他	退職者医療制度*の対象となったとき	印鑑、国民健康保険証、年金証書
	町内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	印鑑、国民健康保険証
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
	修学のため町外へ転出するとき	印鑑、国民健康保険証、在学証明書または学生証
	施設入所のため町外へ転出するとき	印鑑、国民健康保険証、入所の確認ができるもの
	国民健康保険証をなくしたとき	印鑑、運転免許証など本人確認ができるもの

*会社などを退職して国民健康保険に加入された人で、厚生年金や共済年金の給付を受け、その加入期間が20年以上であるか、40歳以後の加入期間が10年以上である人とその被扶養者の人は、65歳になるまで退職者医療制度の対象となります。

問合せ 住民課国保年金G（内線 135）

平成24年度「幸田町事業仕分け」を実施します



▲昨年度の事業仕分け

幸田町では昨年に引き続き、「事業仕分け」を実施します。

町が実施しているさまざまな事業について、「そもそも必要なのか?」、「町が実施するべきなのか?」、「実施方法はこれでよいのか?」などといった観点で、事業の仕組みや仕事のやり方を町民の皆さんや外部の人を交え、公開の場で職員と議論します。

**「事業仕分け」はどなたでも自由に傍聴いただけます。
ぜひ会場へご来場ください。**

●とき・ところ

	とき	時間(予定)	ところ	事業数
初日	7月21日(土)	午前9時~	中央公民館	7事業程度
2日目	7月22日(日)	午前9時~	中央公民館	7事業程度

●仕分けの流れ(1事業当たり)

項目	時間	内容
事業説明	5分	担当課からの事業概要説明
議論・質疑	25分	仕分け人と担当課による議論・質疑応答
事業判定	5分	町民判定人による評価・判定
結果・講評	5分	コーディネーターによる判定結果の講評
計	40分	

●判定区分

1	不要	2	国・県・広域で実施	3	町実施 (現行どおり)	4	町実施 (内容・規模見直し)	5	町実施 (民間委託化)
---	----	---	-----------	---	----------------	---	-------------------	---	----------------

「事業仕分け委員・仕分け人・町民判定人」によって仕分けされます

事業仕分け委員…町民および学識経験者などによる8人の委員により、仕分けの手法の検討や対象事業の選考を行います。

役割 ⇒ **仕分けする事業を選定します。**

仕分け人…事業の必要性、町が実施すべき事業かどうか、事業の実施方法はこれでよいのか、といったことを町職員と議論します。

役割 ⇒ **事業の必要性などを公開の場で議論します。**

町民判定人…仕分け人の議論をもとに、事業の方向性を判定します。より幅広く町民の皆さんの参加を得るため、地域、年齢、性別などを考慮し、60人程度を選任します。

役割 ⇒ **仕分け人の議論をもとに事業を評価・判定します。**

*事業仕分けの対象事業は、7月号広報でお知らせします。

問合せ 総務課人事行革G(内線323)

平成24年4月から「子ども手当」が「児童手当」に変わりました！

～6月分の手当から所得制限が導入されます～

※平成24年3月31日において「子ども手当」を受けていた人は、特に手続きの必要なく、引き続き児童手当を受けることができます。

手当の概要

・手当を受給できる人……中学校3年生までの児童を養育している人

※ただし、次の児童は除きます。

- ・海外に居住する児童（留学を除く）
- ・児童養護施設などに入所または里親などに委託されている児童

・支給月額

年 齢	支給月額 (所得制限限度額未満の人)	支給月額 (所得制限限度額以上の人)
0歳から3歳未満	15,000円	5,000円 ※平成24年6月分からの 手当に所得制限が導入されます。
3歳から小学生 第1・2子	10,000円	
第3子以降	15,000円	
中学生	10,000円	

※第3子以降とは…養育している児童（18歳未満）のうち、3人目以降をいいます。

・支給する時期など

支給予定日	手当の内訳	所得制限
平成24年6月8日	平成24年4・5月分 ※子ども手当を受給していた人は、平成24年 2・3月分の子ども手当も併せて支給します。	なし
平成24年10月10日	平成24年6・7・8・9月分	あり
平成25年2月8日	平成24年10・11・12月分・平成25年1月分	あり

・所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	6,220,000
1人	6,600,000
2人	6,980,000
3人	7,360,000
4人	7,740,000
5人	8,120,000
6人以上	扶養親族が1人増すごとに、38万円加算

- ・6月分以降の手当に導入されます。
- ・受給者（請求者）本人のみの所得で審査します。
- ・所得とは、源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄、または確定申告書の所得金額の合計の欄の額をいいます。
- ・所得から一律8万円を控除します。また、雑損・医療費・障害者・寡婦（夫）・小規模企業共済等掛金などの控除があります。

・現況届

平成24年6月分以降の手当を受給するために必要な手続きです。対象の人には6月上旬ごろに用紙を郵送します。

問合せ こども課こどもG（内線143）